

令和7年4月8日

保護者の皆様

有田川町立金屋中学校
校長 松本 吉晴

自転車通学許可に関するお知らせ

陽春の候、保護者の皆様には益々ご清祥のことと存じます。

平素は、本校教育の推進並びに育友会活動等へのご理解とご協力をいただき、誠に有り難うございます。

さて、登下校時の「自転車通学の許可申請」を下記の通り受け付けることとしましたので、お知らせいたします。全生徒対象に自転車通学の許可をしております。つきましては、下記の内容をご覧ください。

なお、許可申請書（右下の用紙）に必要事項をご記入、捺印の上、期日内に学級担任までご提出ください。

また、自転車事故によるトラブル防止のために、保険への加入も勧めています。お子様に、「小中学生総合保障制度」のご案内も配布させていただきますので、よろしくお願い致します。

記

1. 対象

○金屋中学校の全生徒（登下校時、校外活動やクラブ活動での移動時に使用）

2. 許可申請書の受付期間について

令和7年4月9日(水)まで

3. 自転車通学の許可条件について

- ①「金屋中学校の自転車通学のきまり」(右記)を守るとともに、交通ルールや交通マナー等を守り、交通安全に努める。
- ② 登下校時、校外活動やクラブ活動での移動時の自転車使用の際は、必ずヘルメットを装着する。
- ③ 自転車通学の許可申請することについて、保護者の承認を得られた生徒。
＊ ヘルメットの購入費用は、保護者負担でお願いします。学校が指定するヘルメット等はありません。

『金屋中学校の自転車通学の決まり』

【学校の指導項目】

1. 自転車通学許可ステッカーを、自転車の後部の所定位置に貼ること。
2. 自転車乗車の際は、必ずヘルメットを着用すること。
〔顎のベルト等を確実にとめること。〕
3. 金屋中学校の敷地内及び国道や県道までの道では自転車から降り、自転車を押して登下校すること。
4. 交差点（曲がり角）では、一時停止の上、安全確認を十分に行うこと。
5. 道路交通法規を必ず守り、安全運転に努めること。
〔特に、二人乗り・並進・無灯火・雨天時の傘さし運転等は絶対にしないこと。〕

切り取り線

自転車通学許可申請書

有田川町立 金屋中学校長 様

金屋中学校の自転車通学のきまりを守り、交通規則を遵守しますので、自転車通学を許可して下さるようお願いします。

令和 7 年 月 日

住 所 有田川町 []

学年・組・番号 [] 年 [] 組 [] 番

生徒氏名 []

保護者氏名 []

すでに許可されている生徒はステッカー番号を書いて下さい。

[]

参考：自転車保険等に 加入する（している） ・ 加入していない

*すでに許可されている2年生・3年生も再度申請して下さい。